

## 平成 27 年度(2015 年度)第 3 回 南保育園民営化保護者説明会の概要

[日 時] 平成 27 年 12 月 7 日(月) 午後 7 時～午後 8 時 10 分

[場 所] 南保育園 遊戯室

[出席者] 南保育園保護者 23 名

[事務局] こども部長、こども部次長、こども育成室長、保育幼稚園課長、こども育成室参事、こども育成室参事、保育幼稚園課主査、保育幼稚園課主査、南保育園長、南保育園長代理

[内 容] 1 説明事項

(1) 吹田市民営化保育所移管先選定委員会の開催状況について

(2) 公立保育所民営化に伴う Q & A

2 質疑

主な質疑は以下のとおりです。

**保護者** 看護師配置の費用に関しては従来の民間保育園と同様であるとのことですが、民営化されて当初は配置されるかもしれませんが、万が一なくなったときにどう保障するのですか。短期間で配置できるような措置や、罰則規定を設けることを保護者に確約していただきたいです。また、確実に看護師を 1 人配置できるだけの対応を確約していただきたいです。

**事務局** 看護師と保育士の差額を支給するというような補助金はこれまでもありましたが、今年から条件が緩和され、専任配置していただいた時に補助金が出るというかたちになっています。専任配置の場合は 431 万円という補助金を使い、看護師を配置する私立園が増えてきていますので、今後も増えてくると思います。市も私立園と協議し、研修という形で最大限サポートさせていただきますので、全ての私立園で配置されるよう、基盤の整備を進めていきたいと思っております。特に民営化(園)については、色々な配置の仕方がありますが、できれば正職で配置し、できるだけ欠けることがないようにしていただきます。

**保護者** 看護師配置はしてくれるのですか。

**事務局** 募集要領の条件に入れて募集をするので、看護師が配置されることが前提で進めます。移管後は、事業者と市がしっかりと協定書を交わし約束します。

**保護者** 他の民間園は看護師の免許を持つけれども、保育士としてクラスに入っていて、兼任で働く方もいると聞いています。兼任ではなく専属というかたちで認識させていただいてよいですか。

**事務局** 募集要領案で、専任の看護師を配置する御提案をさせていただいていますが、選定委員会で募集要領は確定していただくものですので、選定委員会で保護者代表として、専任の看護師配置を望んでいるという意見をいただくのが一番だと思います。もちろんこの意見は事務局としてお伝えします。

**事務局** 皆さんからいただいたお言葉、専任の看護師を常勤で配置することを、そのまま募集要領案に書いています。ですから、そういった事業者しか選ばれません。何か変わるようなことがあれば、子ども達、保護者の方々の心配に繋がりますので、市も参画した三者懇談会で決めたことしか動かないというかたちにしており、それが担保になると考えています。

**保護者** 募集をかけるとき、その項目では事業者が見つからないということがあれば、その文言を変更する可能性もあるのですか。

**事務局** 看護師の配置がないかたちで募集を進めるつもりはありません。

**保護者** 前回からスケジュール案が変わっているのはなぜですか。

**事務局** 本来であれば平成27年度中に事業者選定を全て終わらせてしまうのが4月時点での予定でした。しかし、具体的に11月30日に選定委員会の1回目を始めると、約半年後の6月くらいまでかかるというのが事実ですでお示ししています。なお、選定委員会4、5、6、7回目の平成28年度の予算で確定はしていません。

**保護者** 4、5、6、7回目の予算が確定していないとのことですが、3月議会で予算が取れなかった場合、3回目で終わるといえることはあるのですか。

**事務局** 本事業は既に進んでいるため、4、5、6、7回目の予算は必要なものなので確保できると思っています。

**保護者** 4、5、6、7回目のスケジュールはこれだけ間隔が詰まっていないとだめなのですか。

**事務局** 審査と審査の間にあまり時間が経ちますと、印象が薄れてしまうこともありますので、審査は一定のテンポを持って進めていく必要があります。募集を終えてから、約2か月間で審査を終えて、事業者を選定していただく予定です。

**保護者** 委員会の7人については非公開とのことですが、学識経験者や教育関係者はどういう職歴を持った人なのか最低限知っておきたいので教えていただきたいです。

**事務局** **資料3**の学識経験者は児童福祉の専門家で大学の先生等です。教育関係者・福祉関係者は吹田市内で教育や福祉を実践されている方です。公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する方は保育所の会計を見ることのできる公認会計士の資格を持っている方です。具体的にどういう方が非公開ですでお伝えすることができません。

**保護者** 選定委員会の議事録は、どこまで保護者に公開してくれるのですか。全てを公開してくれるのですか。

**事務局** 市が事業者を決定した段階で、議事録、資料を公開することになっています。

**保護者** 事業者が決定されたら、選定委員の保護者代表の名前も公開される予定なのですか。

**事務局** 全ての委員さんの名前は公開される予定です。

**保護者** 最近の(大阪市で行われた)うつぶせ寝で乳児が死亡した裁判では、大阪市の責任はな

く経営者側に非があるという結論でした。もし民間園になって、万が一不運な事故が起きた場合、もちろん経営者側に責任があるけれども、市に責任があるかということになります。保護者が民営化を望んだ訳ではないのですから。また、事業者を選定した選定委員に責任があると言ひ逃れをされても困ります。保護者代表 2 名は保護者の気持ちを伝えたいと委員になったのに責任があるとなると、非常に重責がある仕事ですし、色々な方面から中傷的なことを言われるかもしれない。もし、何かあった場合に保護者(代表)を守って欲しいし、責められないように市に一筆書いていただきたいです。

今回の大阪市の事故は想定外だったと思いますが、やはり経営する側の保育士や、経営体制が問題で引き起こった事故だと思います。子どもの責任でもないし、預けた親の責任でもないし、民営化したときには、選定委員の責任ではないですね。最終的には市の責任でもありますよね。選定委員の責任にならないようにしてほしいです。

**事務局** 委員会の中で選定し、市長に答申いただいた時点で、市がその事業者を決定して移管を進めます。移管後に何かあった時は、選定委員会の責任ではなく、市が責任を取らせていただくものだと考えておりますので御心配はないです。

**保護者** 保護者宛に一筆書いてもらえないですか。万が一そういうことがあっても保障してもらえるように確実に書面として残してもらえないですか。

**事務局** Q&Aの中に盛り込ませていただき、事業者決定後の責任は市となり、保護者代表含めて全選定委員の責任ではないことを明言させていただきます。一筆というよりはQ&Aで公表させていただいた方がいいのではないかと思います。

**保護者** 保護者(代表)2名の公表をやめてもらう事はできますか。選定後に、違う保護者から別の事業者が良かったという意見が出てくるかもしれません。選んだ保護者代表が責められるし、その子どもも責められる恐れがあります。

**事務局** 事業者選定の最中には委員の名前を出さないということは、委員会の中でも決まっています。吹田市の審議会は基本的に公開で、特別な場合に限って非公開にすることができます。こういった重要な案件について、お願いをして選定委員の重責を担っていただくことになっておりますが、責任を持って仕事をしていただくため、名前を公開されることとなっております。

**保護者** 保護者代表の選定委員名が公開された時、保護者や子ども達に何かあったらどうするのですか。仲間はずれにされるとか。それだけの重要なことを決めないといけない2人であれば、最後までその人達を守るのが筋ではないですか。

**事務局** 選定委員会の中で誰がどの事業者を選んだかは分からないことになっています。しかし、多数決で決定しますから、(保護者)委員自身が一票を投じていない事業者が選ばれる場合もあると思います。事故等が起きた場合にも、選定委員個人の方に責任が及ぶものではありません。選定委員の名前の公開に関する御心配な部分は、選ばれた方をお守りして安心して選んでいただけるような状況を作っていきます。

**保護者** 具体的にどう守ってくれるのか言ってくれないと、2人も出しにくいです。選定委員

に入る保護者は、同時に子どもも預けているので、子どもに被害がいくのが一番嫌です。もう少し、子どもの目線になって考えて下さい。一番被害を受けるのは子どもです。公開するときに、仮名ではだめなんですか。

**事務局** 先ほど申し上げたとおり、基本的には、会議等は公開が前提となっております。ただ、非公開にする事由があれば非公開にします。公開方法については、検討させていただき、結論は報告させていただきます。

**保護者** 三者懇談会はどうかたちの懇談会ですか。三者は市と、事業者の園長と、保護者。立場が三者ということですか。

**事務局** 立場が三者です。事業者の代表など責任のある方や、市や保護者代表の三者です。保護者の方については誰がこの懇談会に入りたいかということ、皆さんで決めていただければ良いと考えています。吹田市からは園長を含むこども部職員がいらしていただくこととなります。

**保護者** もし移管後に認定こども園にするという場合は、直接契約というかたちになり、根本的に保育園でなくなると思うのですが、移管後に事業者任せということではなく、市が関わる5年間、10年間は私立保育園で運営するということですか。せめて期間内はしないように選定委員会で話し合えるようにするとか、募集要領の中に盛り込むことはできないのですか。

**事務局** 今は保育需要がまだまだ高まっている時期です。また、この地域は保育提供量が全然足りていないので、この枠を削って幼稚園児の枠を作ることは認めがたいです。よって保育所から外れることはないと思います。本当に保育需要が少なくなって、幼稚園に行きたいお子さんが増えて、事業者として経営が成り立たなくなったという状態になったときには、認定こども園として受け入れることもあるかもしれませんが、募集要領案に、許可なく保育所の用途以外には使用できないということを書かせていただいておりますので、勝手に認定こども園に変えることはありません。新しい事業者が認定こども園にしたいという話をするとすれば、それは、三者懇談会で話し合うこととなりますので、保護者の納得のうえでしか進まないと思います。

**事務局** 本日は急な開催ですので、まだ聞きたいこと、思いつかないことがある方もいらっしゃると思いますので、ご意見ポストを引き続きご利用ください。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。